

マルポール条約・改正附属書Vの実施について～船舶で発生した廃物の海洋投棄禁止～

2013(平成25)年1月実施のマルポール条約・改正附属書Vから、金属鉱業界に関する情報をご紹介します。

平成25年2月15日
日本鉱業協会 総務部

改正の内容	<p>1) 海洋環境に有害な固体ばら積み貨物を含む船倉の洗浄水は、海洋への投棄が禁止されました</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この改正は、2013(平成25)年1月から実施されています ・今までは12海里以遠での船倉洗浄水の海洋投棄が認められていましたが、海洋環境に有害なものは海洋投棄が禁止になりました ・「固体ばら積み貨物」とは、容器に入れることなく直接船舶に積み付けられ運送される貨物をいいます 銅や亜鉛、鉛精鉱はいずれも「固体ばら積み貨物」として海上運送されています <p>2) 受入国は「海洋環境に有害な船倉洗浄水の受入設備」を用意することが必要になりました</p> <p>3) 貨物が海洋環境に有害するか否かについては、次の3つの基準に従って荷主が判定します</p> <ol style="list-style-type: none"> ①急性水生毒性及び慢性水生毒性 ②長期健康有害性(発がん性、生殖毒性、変異毒性、反復暴露標的臓器毒性) ③プラスチック等の含有 <p>4) ただし長期健康有害性の判定については、2014(平成26)年12月までの間は、その評価ができない場合に限り、この評価基準を適用しなくてもよいことになっています</p>
取組み	<p>1) 銅や亜鉛、鉛の輸入精鉱が海洋環境に有害と判定された場合には、受入国はその船倉洗浄水を受入れ処理をすることが必要です</p> <p>2) すべての輸入精鉱が海洋環境に有害と判定されるかどうかは不明でしたが、輸入精鉱の一部には「有害の可能性があるかもしれない」という情報があり、万が一に備えた体制づくりが必要になりました</p> <p>3) 日本船主協会は、国の指導の下で、この受入れ処理体制の構築に取り組み、2012(平成24)年12月末までに「受入れ処理モデル」を完成しました</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この日本船主協会の取組みに対して当協会は全面的に協力をしてきました ・船倉洗浄水処理は「船が行う業務」です
受入れ処理モデル	<p>1) 海洋環境に有害と判定された精鉱を含む船倉洗浄水を受入れのための処理モデルは次のとおりです</p> <p>2) この受入れ処理モデルは、次の4港で行うことを想定しています</p> <ol style="list-style-type: none"> ①千葉港 ②岡山港 ③関門港 ④秋田港 <p>3) 具体的な受入れ処理のフローは次の3つのケースになります</p> <p>①岸壁に直接接岸して陸揚げするケース～千葉港、秋田港を想定</p> <div data-bbox="441 1305 1218 1602"> </div> <div data-bbox="1197 1261 1680 1424"> <p>①洗浄水の提供 ②船倉の洗浄 ③～④タンクローリーによる移送</p> </div> <p>②海上で廃棄物運搬船に移送(瀬取り)するケース(I)～岡山港を想定</p> <div data-bbox="273 1751 1218 2047"> </div> <div data-bbox="1197 1691 1680 1869"> <p>①洗浄水の提供 ②船倉の洗浄 ③～④廃棄物運搬船による移送 ⑤～⑥タンクローリーによる移送</p> </div> <p>③海上で廃棄物運搬船に移送(瀬取り)するケース(II)～関門港を想定</p> <div data-bbox="336 2196 1218 2493"> </div> <div data-bbox="1197 2122 1680 2300"> <p>①洗浄水の提供 ②船倉の洗浄 ③～④廃棄物運搬船による移送 ⑤産廃処理工場が受入れ</p> </div>
国交省	<p>・このことは「港湾における船内廃棄物の受入れガイドラインVer1.1」として、国交省HPから公表されています</p> <p>http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk6_000014.html</p>